

多彩なイベント

ぼたんの花まつり

歌舞伎文化公園で4月22日、第20回「ぼたんの花まつり」が開催されました。

ぼたんの花は見頃より少し早かったものの、大輪の花を咲かせ、会場は大勢の来場者で賑わいました。

イベントでは、昨年好評だった福祉ネイリストによる歌舞伎ネイル（写真①）をはじめ今年から新たに、顔や手に歌舞伎の隈取などがデザインされた歌舞伎フェイスシール（写真②）を無料で行いました。

ステージイベントは元氣な保育園児の呼び込み神輿で始まり（写真③）、三珠歌舞伎太鼓の迫力のある演奏やフォークダンスなどが披露されました。（写真④⑤）

表紙の写真は、表門神社の太々神楽「大蛇退治」の様子。この神楽では美しい一人の娘をさらうために現れた大蛇を酒に酔わせ、須佐之男命が退治するものです。（写真⑥）このほか、和紙の産地で江戸時代の頃から唄い継がれてきた、紙づくりの民謡「市川紙漉き唄」が披露されました。（写真⑦）

模擬店ブースでは、農産物・特産物の直売のほか、手漉き和紙体験が行われました。（写真⑧）

ぼたんの花まつりは、毎年色々な企画で楽しめるイベントとして親しまれています。



■グランプリ 『まちの木 まちの子 まちの春』 水上潮理（市川三郷町）

《講評》満開の桜、満面の笑み。まさに春爛漫の華やかな季節の中で繰り広げられたドラマを感じています。少年たちの弾けるような笑顔と少し照れたような表情が混ざり合って微笑ましい作品です。また、撮影者とモデルの間にある信頼関係も作風の中に現れており、作者の人柄が感じられます。



▲ぼたんの花まつりで表彰式が行われました

市川三郷フォトコンテスト 入賞作品 2016

町では「市川三郷フォトコンテスト」と称し、一年間をとおして町内の情景を表現した写真を募集しました。町内外から全68点の応募があり、入賞者がぼたんの花まつりにおいて表彰されました。

グランプリの水上潮理さんは「本当にうれしく思います。男ばかりの3兄弟で、毎日泥だらけになって野山をかけまわっています。そんな3兄弟の笑い声を写真に残したいと思い、撮った一枚です。自然豊かで、子育てのしやすいまちの子に生まれてこられて良かったと、大人になってアルバムをめくる時に感じてくれたら良いなあと思っています」と受賞した喜びを語っていました。

■特別賞	木谷 昌経（市川三郷町） 岡田 泰文（甲斐市）
■入選	池川 良人（市川三郷町） 小 尾 明（甲府市） 小池 美穂（市川三郷町） 高野 宣三（市川三郷町） 中村 知子（中央市）

■四季の祭り賞



春賞『弾ける青春』清水 進（海老名市）



夏賞『虹の架け橋』秋元拓也（横浜市）



秋賞『実りの秋』真田俊正（甲州市）



冬賞『相棒散歩』金岡明光（門真市）

2017市川三郷フォトコンテスト 作品募集

町では、町内の情景を表現した「市川三郷フォトコンテスト」を企画し、作品を募集しています。

入賞作品はイベントポスター、ホームページなどのPRに活用させていただきます。写真撮影に興味のある方はふるってご応募下さい。

【募集テーマ】「いちかわみさと」の四季（春夏秋冬）
あなたが見つけた市川三郷町の四季を自由に切り取った写真を募集します。市川三郷町の祭り、イベント、風景、文化、人々の交流などが感じられる写真をご応募下さい。

【応募サイズ】フジカラープリント4ッ切・RPプリント4ッ切・RPクリスタル4ッ切・デジカメプリントクリスタルPRO4ッ切・クリスタル Lite4ッ切

【募集締め切り】平成30年2月28日（当日消印有効）

【応募先】山梨フジカラー製品取扱店、町商工観光課観光係（市川三郷町上野 2714-2 ☎ 055-240-4157）

【賞 品】グランプリ1点（賞金10万円）、四季の写真賞4点（賞金2万円）、特別賞2点（賞金1万円）、入選5点（副賞）、ファミリー賞5点（副賞）
※高校生以下の場合、賞金は図書券になります。

【主 催】市川三郷町
【協 賛】町内写真館（芦沢カメラ、カメラのドバシ、塚原写真館、いわま写真）

【後 援】（株）山梨フジカラー、山梨県カメラ商組合、富士フィルムイメージングシステムズ（株）、山梨県写真団体連絡協議会、三珠地区文化協会写真部、市川カメラクラブ

国保・財政

町民の皆さまに関わる問題として、国民健康保険（以下「国保」）制度を支える財政状況を、さまざまな角度からお伝えしています。

岡町町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

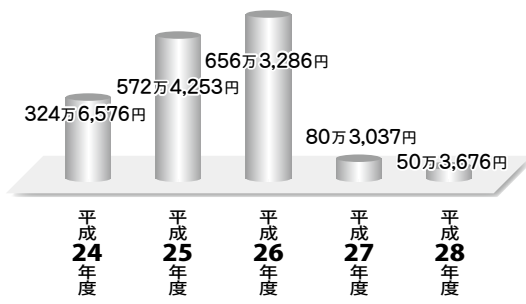
交通事故や傷害事件でけがをしたときは…？

第三者による交通事故や傷害事件でけがをしたときは国保担当窓口へ届け出をして下さい。届け出がされないと、本来加害者が負担する医療費を国保が負担することになります。届け出が遅れた場合も、加害者への求償が遅れ医療費を回収できない可能性が高まります。

国保が支払う必要のない医療費を支払うことになり、国保財政の圧迫につながります。

過去5年間で1,684万828円の金額を加害者に求償しています。しかし、国保財政を圧迫する医療費の削減のためには町の力だけでは限界があり、国保加入者の1人1人の協力が必要となります。交通事故等で病院を受診する際は必ず届け出をお願いします!!!

過去5年の第三者行為求償額



8月より変更

70歳以上の国保加入者の高額療養費制度の自己負担額

医療費の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給される高額療養費制度では、高齢者と若者の間で世代間公平が図られるよう、負担能力に応じた負担をしていただく必要があります。そのため70歳以上75歳未満の方の限度額が平成29年8月に変更されます。変更内容は次のとおりです。（太字部分が変わります）

■平成29年7月までの自己負担限度額

所得区分	単位：円	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（※1）	44,400	80,100+ （医療費-267,000）×1%
一般（※2）	12,000	44,400
低所得者Ⅱ（※3）	8,000	24,600
低所得者Ⅰ（※4）	8,000	15,000



■平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	単位：円	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（※1）	57,600	80,100+ （医療費-267,000）×1%
一般（※2）	14,000 （年間限度額144,000）	57,600
低所得者Ⅱ（※3）	8,000	24,600
低所得者Ⅰ（※4）	8,000	15,000

- （※1）住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方
- （※2）住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方
- （※3）住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の方
- （※4）住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

抑えよう！
医療費増加

時間外受診、生活習慣病の増加

生活習慣の見直し、定期健診の受診
ジェネリック医薬品の利用

進めよう！
医療費節約

メーター交換にあたって
・メーターの交換費用は町が負担しますので、各ご家庭への費用請求はありません。ただし、メーター交換と併せてメーターボックスの修繕などの別工事を依頼された場合は、各ご家庭での負担となります。
・メーターの交換は町が委託した水道工業者が行いますので、交換作業時の敷地への立ち入りについて、あらかじめご了承下さい。なお、ご不在の場合でも交換作業をさせていただきます。
・工事後、メーター付近から漏水などを発見した場合は、町生活環境課へご連絡下さい。

水道メーター（量水器）は、水道メーターにより、その有効期間が定められていて、水道メーターは定期的に交換する必要があります。水道メーターは、町が貸し出ししている（使用料を納付している）ので、取り付けられたメーター（ご自身で町では交換しません）



漏水を簡単に点検

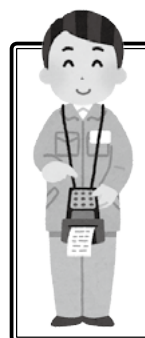
宅地内の一部がいつもじめじめしている。使った覚えがないのに水道使用量が大幅に増えている。このような場合は、漏水の疑いがあります。

①蛇口での点検

水を使用しない静かな時に、蛇口に耳をあてて「シュー」という音がすれば漏水です。

②水道メーターでの点検

宅内の蛇口を全部閉めてメーター器のパイロット（使用時にくるくる回る銀色の羽）が回っていれば漏水です。



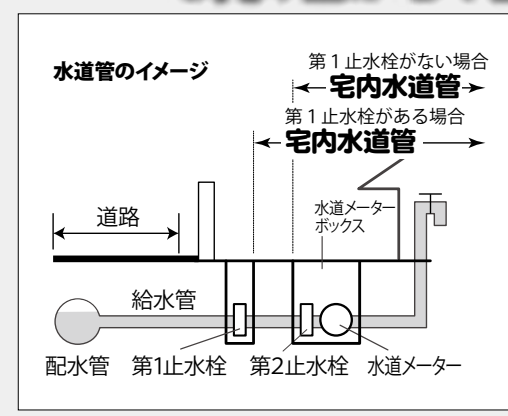
検針作業にご協力下さい

- ①メーターボックスの上に物を置いたり、内部に土砂が詰まっていないようきれいにしておいて下さい。
- ②犬は出入口やメーターボックスから離してつないでおいて下さい。



6月1日から7日は水道週間です

上水道係・簡易水道係
岡町生活環境課
055(272)6092



毎年、6月1日～7日は水道週間です。公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に毎年実施しています。渇水期に備え普段から節水にご協力をお願いします。メーターボックスを含む宅内水道管は使用者の管理となります。漏水修理費用は、個人負担となります。また、ボックスは検針に支障のないよう定期的にきれいにしておいてください。

「男女共同参画」とは何か、深く考えたことはありませんでした。夏になれば、町内回覧で川柳コンテスト作品募集のお知らせを見かけるなあと、いうぐらい。しかし、この推進委員会のメンバーに加わり、家庭や職場や地域あらゆる面で、一人ひとりが気持ちよく生き生きと過ごせるようにと考え活動する人たちがたくさんいることを、改めて知ることができました。

私自身は「男女平等」という言葉の中で過ごしてきたので、男性だから、女性だからといったこだわりはあまりないと思っていました。それで

いろいろな男女共同参画



も「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別により振り分けられた昔からの役割分担意識が、知らず知らずのうちに生活になじみ、行動を制限してしまっていることに気付いたのは最近のことです。小さなころからの習慣や教育、身の回りの環境や教育が今の生活に大きく影響しているようです。

我が家では、ほとんど家事をしていなかった夫が、退職を機に少しずつご飯を作る機会が増えてきました。同じ職場の方におうちの様子を聞いてみると、「家事はしないけど庭をいじったり、得意なこと、できることをしてお互いに助け合っている」また、小さな子どもをもつ保育士のお母さんは、「お父さんの会社では男性の育児休暇が認められていたけれど、実際はなかなか休みがとれないみたい」と話してくれました。

家事・育児・介護などの家庭での負担や職場での長時間労働、地域社会の一員としての役割など、男女がともにで

きることをしながら支えあっているかなければ成り立たない社会へと移り変わってきています。さまざまな立場の人がいる中、お互いに思いやりをもち、社会全体の意識が変わり今以上に住みやすい町になればと思います。

「男女共同参画」は、家庭でのこと、働く場でのこと、日常で経験するどんな場面にも関わりがあります。関心の薄かった私でも、フォーラムや講演に楽しく参加することができました。特に昨秋に聞いた露の団（つぐみ）さんの「女らしくなく男らしくなく自分らしく」の講演はとても興味深く、より深く考えるきっかけになりました。

「男女共同参画」について、より多くの人に関心をもってもらえるよう、いろいろな活動に参加しながら推進活動を進めていけたらと思います。

市川三郷町男女共同参画推進委員
大原まさみ

やまなし男と女とのフォーラム

「工夫しよう！山梨ならではの働き方
～職場も家庭もHAPPYに！～」

◆6月18日(日) 午後1時30分～午後4時
山梨県立文学館

◆基調講演

「働き方改革は生き方改革」

講師 安藤哲也 氏

(NPO法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー代表理事)

◆参加無料、手話通訳あり、どなたでも参加可能

ハッピーな働き方を目指すフォーラムを開催します。イクボスの提唱者である安藤哲也先生の講演や、さまざまな工夫を凝らしながら働いている方々によるシンポジウムも行います。この機会に、もう一度ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか？

※無料託児希望の方は6月12日(金)までに電話、メールにてお申し込み下さい。

【問い合わせ・申し込み】山梨県県民生活・男女参画課 ☎ 055-223-1358 メール kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp



■児童扶養手当

自立促進を目的に父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計が異なる児童に手当を支給する制度です。

☎ 町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

■心身障害者 心身障害児福祉手当

在宅の心身障害児・心身障害者を保護している方に対し、手当を支給します。

【支給対象者】

次のいずれかを所持している者の保護者

□身体障害者手帳1～2級

□療育手帳 障害程度A

□精神保健手帳1～2級

※ただし次の方は対象にはなりません。

- ・障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の受給者
- ・施設入所者
- ・市町村民税課税世帯に属する方

【支給額】月に2,000円

【支給月】7月、11月、3月(4カ月分まとめて支給します)

☎ 町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

■障害児福祉手当

重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体障害(内科的疾患も含む)が、おおむね身体障害者手帳1級(両手指欠損など一部の2級)、精神の障害については、療育手帳がA-2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎ 町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

■特別障害者手当

著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

著しく重度の障害とは、おおむね身体障害者手帳1級(視力・聴覚障害などは一部2級)程度の異なる障害が2つ以上ある場合と、最重度の知的障害や精神障害がある場合です。

なお、3カ月以上の入院や所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎ 町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

申請はお済みですか？

各種手当などのお知らせ

町には、福祉の増進を図るため、扶養手当など様々な制度があります。これらの手当は、申請をしないと受けることができません。主な手当などを紹介しますので、もう一度チェックしてみてください。

■児童手当

■対 象 中学卒業までの子を養育している方

■支給額 ☑3才未満⇒15,000円

☑3才以上⇒10,000円

(ただし第3子以降は15,000円)

☑中学生⇒10,000円

■所得制限

子どもを養育している方の所得が右の限度額以上の場合、支給額は一律5,000円です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

■支給時期

原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。

◆◆◆現況届の提出をお忘れなく◆◆◆

※6月上旬、各家庭に送付予定です

提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期限 6月30日(金)まで

■現況届に必要な添付書類

・請求者の方が厚生年金加入者の場合

⇒「健康保険被保険者証」の写しなど

・平成29年1月1日現在、本町に住居登録のなかった方

⇒前住所発行の児童手当用所得証明書

※詳細は6月上旬にお手元に届く通知をご覧ください。

☎ 町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

■特別児童扶養手当

障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給されます。

支給要件として、おおむね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B-1程度の交付を受けている方です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎ 町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106